

て、委員会又は議員から提出するものとする。

「解説」

議員定数及び議員報酬の改正にあたっては、市政の課題等への対応など議会の役割も考慮して検討していくものです。

第3項では、議員が議員定数又は議員報酬を改正する際の手続きを規定するものです。



綾織ししおどり（遠野遺産第26号）

第7章 議会事務局等の充実

第20条 議会は、議員の政

策立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化を図るよう努めなければならない。

「解説」

議員が政策立案等に積極的に取り組むため、それを補助する組織である議会事務局の機能充実強化に努めるものです。

（議会図書室）

第21条 議会は、法第100条第18項の規定により議員の調査研究に資するため、議会図書室を設置する。

2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、図書室及び資料の充実に努めるものとする。

「解説」

議員の政策形成等の能力向上のため、議会図書室の充実に努めるものです。

第8章 議会改革の継続的な取組

（議会改革の継続的な取組）

第22条 議会は、市民の意思を市政に的確に反映させるため、議会改革の推進について継続的に取り組むものとする。

2 議会運営委員会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

3 議会は、前項の検証、市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認められるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例の研修を行うものとする。

「解説」

議会改革の推進については、今後も継続的に取り組むものとし、それを検証する組織として議会運営委員

会を充てるものです。また、第3項では、その検証や市民の意見、社会情勢の変化等により必要がある場合は、議会基本条例の改正等に取り組むことを規定しています。

第4項では、新しい議員の体制になったときは、速やかに研修を行い、議会の最高規範である議会基本条例の理念を浸透させるものです。

その中で、若者や女性の声をもっと取り入れてほしいという意見をいただきましたので、今後そういった機会を設けるよう検討してまいります。

また、意見を聴く会の提言集についても、懇談会に参加できなかった方々が見ることができるよう各地区センターに備えていますので、どうぞご覧ください。

「第2回議会改革について意見を聴く会」でのご意見・ご提言を受けて

（4月23日～25日開催）

懇談会の各会場では、前回の懇談会に引き続き、市民の皆さまから議会の資質向上に向けた貴重なご意見をたくさんいただきました。

また、意見を聴く会の提言集についても、懇談会に参加できなかった方々が見ることができるよう各地区センターに備えていますので、どうぞご覧ください。



伝承園とその周辺（遠野遺産第36号）